

## 第9章 環境影響評価準備書についての意見と事業者の見解

### 9-1 準備書の公告及び縦覧等

#### 9-1-1 公告

(1) 公告日

平成 26 年 11 月 28 日（金）

(2) 公告方法

平成 26 年 11 月 28 日 京都府公報 第 2632 号

(3) 周知方法

関係地域内住民等に環境影響評価準備書パンフレットを戸別配布等（約 9,000 部）するとともに、事業者、宇治市及び城陽市の各広報紙（各ホームページを含む）及びラジオ広報（FM うじ）に掲載等を行い周知した。

また、関係地域町内会、連合町内会、主要事業所等に説明会の開催日程、周知方法を事前説明した。

#### 9-1-2 縦覧

(1) 縦覧期間

平成 26 年 11 月 28 日（金）から平成 27 年 1 月 5 日（月）まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の閉庁日を除く）

(2) 縦覧時間

午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時まで

(3) 縦覧場所

縦覧は下記の 5 箇所で開催された。

- ・ 京都府文化環境部環境・エネルギー局環境管理課（現 環境部環境管理課）  
（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町）
- ・ 京都府山城北保健所環境室  
（宇治市宇治若森 7 の 6）
- ・ 宇治市市民環境部環境企画課  
（宇治市宇治琵琶 33 番地）
- ・ 城陽市市民経済環境部環境課（現 市民環境部環境課）  
（城陽市寺田東ノ口 16 番地、17 番地）
- ・ 城南衛生管理組合施設部施設課  
（八幡市八幡沢 1 番地）

### 9-1-3 説明会

説明会を下記のとおり 4 箇所で開催した。

- ・平成 26 年 12 月 5 日（金）午後 7 時～午後 7 時 58 分  
宇治市生涯学習センター（参加 4 人）
- ・平成 26 年 12 月 6 日（土）午後 7 時～午後 8 時 17 分  
宇治市中央公民館（参加 4 人）
- ・平成 26 年 12 月 12 日（金）午後 6 時 30 分～  
城陽市福祉センター（※参加者なしのため中止）
- ・平成 26 年 12 月 14 日（日）午後 2 時～午後 3 時 10 分  
宇治市生涯学習センター（参加 4 人）

### 9-1-4 意見書

#### （1）意見書の提出期間

平成 26 年 11 月 28 日（金）から平成 27 年 1 月 19 日（月）まで

#### （2）意見書の提出先

「京都府文化環境部環境・エネルギー局環境管理課」宛

#### （3）意見書の提出状況

意見書の提出はなかった。

### 9-1-5 公聴会

意見書の提出がなかったため、京都府環境影響評価条例（平成 10 年京都府条例第 17 号）第 21 条第 1 項ただし書の規定により、公聴会は開催されなかった。

## 9-2 準備書についての知事の意見と事業者の見解

条例第 23 条第 3 項の規定により、準備書についての知事意見が平成 27 年 6 月 12 日に事業者へ送付された。

以下に知事意見とそれに対する事業者の見解を示す。

## 1 全体的事項

知事の意見	事業者の見解
<p>・事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境の保全及び創造のための措置（以下、「環境保全措置」という。）を確実に実施するとともに、最新の環境保全設備を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。</p>	<p>事業の実施に当たっては、準備書に記載の環境保全措置を適切かつ確実に実施します。</p> <p>なお、排ガス処理設備として、硫黄酸化物、塩化水素の除去についてはバグフィルタによる乾式法を採用し、窒素酸化物の除去については高効率無触媒脱硝方式を採用するなど、可能な限り最新の環境保全設備を導入し、より一層の環境影響の低減に努めます。</p>
<p>・工事の実施及び施設の供用においては、環境影響評価の結果に基づき、環境への影響に配慮し、適切かつ確実な対策を実施すること。</p> <p>また、環境に影響を及ぼす新たな事実が判明した時は、速やかに府及び関係市に報告するとともに、適宜、専門家の指導、助言を受けた上で適切な措置を講じること。</p>	<p>環境影響評価の結果に基づいた環境への影響に対する配慮については、工事の実施及び施設の運営に際して、適切かつ確実に実施いたします。</p> <p>なお、工事の実施においては、建設請負業者が騒音、振動等に係る自主管理基準値を遵守し、適正な工事を実施するよう、必要な確認や指示を行います。</p> <p>施設の運営においては、施設運転時に遵守すべき基準値等を定めた運営マニュアルに基づき、施設の運転や維持管理が適正に行われているか等の監視を行い、必要に応じて施設運営事業者を指導します。</p> <p>また、環境に影響を及ぼす新たな事実が判明した時は、速やかに府及び関係市に報告するとともに、適宜、専門家の指導、助言を受けた上で適切な措置を講じます。</p>

## 2 個別事項

### (1) 大気質

知事の意見	事業者の見解
<p>・事業予定地は丘陵地に位置し、北東側には谷型の地形があるなど、複雑な地形を有していることから、煙突排出ガスによる影響については、三次元移流拡散モデルを用いて予測を行っている。</p> <p>本事業の環境影響を予測するに当たって、当該モデル及びその条件を選定した理由について評価書に記載すること。</p>	<p>地形影響の予測に用いた三次元移流拡散モデル及びその予測条件を選定した理由について、評価書の本文および巻末資料に記載しました。</p> <p>（「5-1-1. 大気質(3).3」、「参考資料2」参照）</p>
<p>・煙突排出ガスによる大気汚染物質の濃度が特殊な気象条件においては、環境基準等を超えるものではないものの、一時的に濃度が高くなることから、更新施設においては、最新の排ガス処理設備等を導入するとともに、燃焼温度の管理、定期的な煙突排出ガス等の測定による適切な運営管理、施設の維持管理を徹底することにより、大気環境への影響を可能な限り低減すること。</p>	<p>更新施設では、最新の排ガス処理設備等を導入するとともに、燃焼温度の管理、定期的な煙突排出ガス等の測定による適切な運営管理、施設の維持管理を徹底することにより、大気環境への影響を可能な限り低減します。</p> <p>なお、施設運営事業者に対しては、運営マニュアルを作成し、適切な施設運営及び維持管理を徹底するとともに、日常の焼却炉運転において、基準値の超過や故障等が発生した場合には、同マニュアルに基づいて適切に対応するよう指導します。</p>

(2) 騒音・廃棄物

知事の意見	事業者の見解
<p>・廃棄物のより一層の低減や搬入車両の効率的な運用等により、自動車騒音その他環境への負荷の低減が図られるよう、必要な環境保全措置を行うこと。</p>	<p>自動車騒音の現地調査の結果、環境基準値（参考値）を上回る地点があったことから、「施設利用車両の運行に伴う騒音（振動）対策」として、関係機関と連携した以下の環境保全措置を迫記しました。</p> <p>「ごみ収集車等の施設利用車両については、収集の効率化等による搬入台数の削減や、搬入時間帯の分散等を行うよう、関係機関に要請する。」</p> <p>また、廃棄物のより一層の低減に向け、構成市町と連携し、分別収集や排出抑制の徹底を図ります。</p> <p>（「5-1-2. 騒音(3).2」）、「5-1-3. 振動(3).2」）、「6-3 環境の保全及び創造のための措置(2).2).3」）、「第8章 環境影響に係る総合的な評価」参照）</p>

(3) 景観

知事の意見	事業者の見解
<p>・更新施設の建物の形状、色彩及び植栽計画については、山城総合運動公園利用者による公園からの景観に配慮すること。</p>	<p>更新施設については、「環境に配慮した施設」とすることを基本方針としており、現有施設と同様に周辺環境との調和に配慮した建物の形状や色彩、植栽とするとともに、工場の煙突に時計を設置することにより、山城総合運動公園の利用者からの視点に配慮します。</p> <p>さらに、施設見学のための通路や説明設備に加え、排ガスの濃度や発電量を表示した環境測定表示盤を整備するなど、環境学習の観点にも配慮することとします。</p>